

能率会費の口座振替／自動払込承諾書

一般社団法人 沖縄県自動車整備振興会 殿

当社は、一般社団法人沖縄県自動車整備振興会の会費徴収規程に定められた能率会費の保適証サービス（電子保安基準適合証システム）における下記事業場の利用分については、その利用件数情報（保適証登録件数）から算出し、保適証サービスの利用料金と同時に同じ口座から一般社団法人日本自動車整備振興会連合会が口座振替／自動払込することを承諾します。

記入日 年 月 日

事業者名	⑩
記入者氏名	

No	事業場名称	指定番号
1		
2		
3		
4		
5		

※ 対象事業場（拠点）が6以上の場合は、本紙をコピーしてご使用ください。

※ 当該能率会費の口座振替／自動払込については、一般社団法人沖縄県自動車整備振興会からの依頼により行うものであり、口座振替／自動払込した能率会費については、一般社団法人沖縄県自動車整備振興会に全額支払われます。

※ 必要事項を記入し控えをコピーした後に、保適証サービス新規申込書と併せて所属の自動車整備振興会に提出してください。

一般社団法人 沖縄県自動車整備振興会諸規定（抜粋）

会費徴収規定

（会費の額）

第2条

3 能率会費の額は次のとおりとする。

(1) 認証工場が行う継続検査（構変・新規検査を含む）車両1台につき 200円

(2) 保安基準適合証（電子保安基準適合証を含む。以下、保安基準適合証という。）

1台につき200円

(3) 点検整備済ステッカー1枚につき

27円

（会費の納付）

第3条 会費は次のとおり納付しなければならない。

(1) 入会金は、入会手続きと同時に納付するものとする。

(2) 会費は、その月分を翌月中に納付しなければならない。但し年度末3月分についてはその月中に納付するものとする。

(3) 能率会費の納付は、本会指定の検査用記録簿・保安基準適合証及び点検整備済ステッカーによって納付する。

※電子保安基準適合証システムを利用の際も、紙の保安基準適合証使用時と同様に能率会費が発生いたしますのでご了承下さい。

電子保適と代理申請をご利用の際は下記の請求となります。

電子保適利用料@33円 + 代理申請利用料@178円 + 能率会費@200円 = 411円/件

※令和6年4月1日より電子保適利用料及び代理申請利用料を値下げすることとなりました。

・電子保適利用料 【現行】 36円(税込)/件 → 【改定後】 33円(税込)/件

・代理申請手数料 【現行】 210円(税込)/件 → 【改定後】 178円(税込)/件

また、宮古・八重山支部につきましては、別途支部の能率会費が発生いたします。

(※別途支部能率会費料金（金額等）につきましては各支部へお問い合わせください。)